

宇部市文化創造財団 預かりチケット手数料基準

番号	適用事業の内容	手数料
1	① 財団が協力・共催事業として、手数料を5%で行う事業 ② 財団、宇部市、宇部市教育委員会、宇部文化連盟が共催・後援する記念会館及び文化会館で開催される事業 ③ 財団が後援する記念会館及び文化会館以外で開催される事業の内、市の文化振興や次世代の文化活動者の育成に寄与できると考えられる事業 ④ 財団友の会に加入する団体等が記念会館及び文化会館で主催及び共催する事業 県内8文化財団及びそれに準じる団体が主催及び共催する事業 ⑤ 山口県及びその関連団体が主催及び共催する事業 ⑥ 山口県立美術館等の県内公立文化施設が主催及び共催する事業 ⑦ 財団、宇部市、宇部市教育委員会、宇部文化連盟、山口県のいずれかが構成員 ⑧ となる実行委員会組織等が主催及び共催する事業	5%
2	① 財団、宇部市、宇部市教育委員会、宇部文化連盟が後援する記念会館及び文化会館以外で開催される事業（上記1-③に該当しない事業） ② 財団友の会に加入する団体等が記念会館及び文化会館以外で主催及び共催する事業 ③ 民間事業者が営利目的等で実施する事業 ④ 上記1及び2に該当しないが、財団で取り扱うのが適当と考えられる事業	10%

※ 手数料はチケット一般料金に対する割合

【留意事項】

- (1) 委託者が上記の基準を超えた割合を指定してきた場合は、その額とする。
- (2) 上記1-④・⑤・⑥・⑦の事業で、チケット販売の事務を民間事業者に委託している場合は、手数料の割合は10%とする。
- (3) 主催は文化団体でなくとも、文化事業を実施する団体等であれば取り扱う。
- (4) 文化事業以外は原則取り扱わない（宇部市、宇部市教育委員会が主催及び共催する事業は除く。）が、特別な理由があり財団で取り扱うのが適当と判断できる場合は、手数料の割合は10%とする。
- (5) 財団で取り扱うのが適当と判断できるが、上記の基準に直接該当しない場合は、上記の基準に準じて適用する。
- (6) 宗教的・政治的活動やそれに準じる事業のほか、公序良俗に反すると考える事業は取り扱わない。